

平成30年第6回  
上小阿仁村議会定例会  
会 議 録

平成30年12月11日（開会）

平成30年12月13日（閉会）

平成 30 年第 6 回上小阿仁村議会定例会会議録（第 2 号）

○招集（開会） 年月日 平成 30 年 12 月 11 日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○会議年月日（時間） 平成 30 年 12 月 13 日（16 時 20 分）

○出 席 議 員

1 番	伊 藤 秀 明 君	2 番	伊 藤 敏 夫 君
3 番	北 林 義 高 君	4 番	佐 藤 真 二 君
5 番	齊 藤 鉄 子 君	6 番	大 城 戸 ツヤ子 君
7 番	武 石 辰 久 君	8 番	小 林 信 君

○欠 席 議 員 な し

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村 長	小 林 悦 次
総 務 課 長	小 林 博 隆
住 民 福 祉 課 長	加 藤 浩 二
主 幹 兼 産 業 課 長	小 林 雄 幸
建 設 課 長	大 沢 寿
代 表 監 査 委 員	鈴 木 孝 明
教 育 長	高 橋 充
教 育 委 員 会 事 務 局 長	齊 藤 幹 雄

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田 村 秀 幸
議会書記	上 杉 文 子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議 事 日 程

第 1 委 員 長 報 告

- 第 2 陳情審査報告
- 第 3 意見書案第 1 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める意見書
- 第 4 意見書案第 2 号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のため国に対し意見書の提出を求める意見書
- 第 5 意見書案第 3 号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書
- 第 6 意見書案第 4 号 75 歳以上の後期高齢者医療自己負担を 2 割にしないことを求める意見書
- 第 7 意見書案第 5 号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を求める意見書
- 第 8 意見書案第 6 号 「2019 年 10 月の消費税増税中止を求める意見書」
- 第 9 議案第 18 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 10 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 11 議案第 19 号 平成 30 年度上小阿仁橋撤去工事請負変更契約の締結について
- 第 12 閉会中の継続調査の申し出について

○本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

16 時 20 分 開議

- 議長（小林信） ただいまの出席議員は、8 名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

#### 日程第 1 委員長報告

- 議長（小林信） 日程第 1 先に付託しておりました事件について、委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長、3 番、北林義高君。  
(3 番 北林義高議員 登壇)
- 総務産業常任委員長（北林義高）  
委員会審査報告書

本委員会は、平成 30 年 12 月 11 日付託された次の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

議案第 1 号 平成 30 年度上小阿仁村一般会計補正予算について、原案可決。

議案第 2 号 平成 30 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 3 号 平成 30 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 4 号 平成 30 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 5 号 平成 30 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 6 号 平成 30 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 7 号 平成 30 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 8 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 9 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 10 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 11 号 上小阿仁村長信田交流センターの指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 12 号 上小阿仁村若者センターの指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 13 号 上小阿仁村沖田面近隣公園の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 14 号 上小阿仁村ふるさと公園及び上小阿仁村農村公園の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 15 号 上小阿仁村保健センター及び上小阿仁村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 16 号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、原案可決。

議案第 17 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例について、原案可決。  
以上でございます。

議案第1号 採決

○議長（小林信） 議案第1号 平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第2号 採決

○議長（小林信） 議案第2号 平成30年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第3号 採決

○議長（小林信） 議案第3号 平成30年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第4号 採決

○議長（小林信） 議案第4号 平成30年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第5号 採決

○議長（小林信） 議案第5号 平成30年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

#### 議案第6号 採決

○議長（小林信） 議案第6号 平成30年度上小阿仁村介護保健事業業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

#### 議案第7号 採決

○議長（小林信） 議案第7号 平成30年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

#### 議案第8号 採決

○議長（小林信） 議案第8号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

#### 議案第9号 採決

○議長（小林信） 議案第9号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 10 号 採決

○議長（小林信） 議案第 10 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 11 号 採決

○議長（小林信） 議案第 11 号 上小阿仁村長信田交流センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本件は、7 番、武石辰久君が当事者である事件であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定によって除斥を求めます。

（7 番 武石辰久 除斥）

採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

7 番 武石辰久君の除斥を解きます。

（7 番 武石辰久議員 着席）

議案第 12 号 採決

○議長（小林信） 議案第 12 号 上小阿仁村若者センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 暫時休憩します。

16 時 31 分 休憩

16 時 31 分 再開

○議長（小林信） 再開いたします。

○議長（小林信） 異議がありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。1 番、伊藤秀明君。

○1 番（伊藤秀明） 若者センターの指定管理者の期間について疑問があつてこの案に反対いたします。集落では、なかなか人も少なくなっているし、

そういう引き受ける人もいなくなっていることからという状況において、その指定管理者を集落にお願いするということではありますが、これはある意味においてやっぱりサービスの低下につながってくるのではないかと、実際問題として利用者が減っております。そういうこともあり、更には、この後、5年間の経済状況がどうなるのか、果たして5年間そのまま過ぎていいのかどうかということも疑問であります。そういう観点から他の町村なんかではもう3年にしているところは十分ありますので、その5年を3年にしたらどうかということで、反対いたします。

○（小林信） 次に賛成の方の発言を許します。討論ありませんか。

これで討論を終わります。

○議長（小林信） 議案第12号 上小阿仁村若者センターの指定管理者の指定について件を採決します。原案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○（小林信） 起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 議案第13号 採決

○議長（小林信） 議案第13号 上小阿仁村沖田面近隣公園の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議ありです。これより討論を行います。

まずは、原案に反対の方の発言を許します。1番、伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） これも先ほどの討論と同じで、最近は、こういう公園或いは体育施設というものは3年になってきております。やはり先ほども申し上げたとおり、5年というのは期間が長すぎるということで、3年にしてもらいたいということです。

○議長（小林信） 次に賛成の方の発言を許します。討論ありませんか。

これで討論を終わります。

○議長（小林信） 議案第13号 上小阿仁村沖田面近隣公園の指定管理者の指定についての件を採決いたします。原案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（小林信） 起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 議案第14号 採決



○議長（小林信） 議案第 14 号 上小阿仁村ふるさと公園及び上小阿仁村小沢田農村公園の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議があります。これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。1 番、伊藤秀明君。

○1 番（伊藤秀明） これも先ほど申し上げたとおり、やっぱり公園、体育施設などについて5年は長すぎる。5年後を見通した経済状況は全く分からない。ですから、他の町村の例を参考にしながら3年にしてもらいたいということです。

○議長（小林信） 次に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

これで討論は終わります。

○議長（小林信） 議案第 14 号 上小阿仁村ふるさと公園及び上小阿仁村小沢田農村公園の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（小林信） 起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました

#### 議案第 15 号 採決

○議長（小林信） 議案第 15 号 上小阿仁村保健センター及び上小阿仁村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議ありますので。これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。1 番、伊藤秀明君。

○1 番（伊藤秀明） 期間については、これまで申し上げたとおり、5 年については長すぎるということで3年にしてもらいたい。そして、さらには村の条例に指定管理者は公募でというふうな条項がございます。今まで申し上げたのは、確かにその公募にふさわしくないかも知れませんが、こちらの物件については、やはり1 団体だけが公募者に必ずしもなるとは限らない。ですから、条例を遵守し公募でやってもらいたいということを、ふたつの改正をしてもらいたく反対いたします。

○議長（小林信） 次に賛成の方の討論はありませんか。これで討論を終わります。議案第 15 号 上小阿仁村保健センター及び高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(小林信) 起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第16号 採決

○議長(小林信) 議案第16号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第17号 採決

○議長(小林信) 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり原案どおり可決されました。

日程第2 陳情審査報告

○議長(小林信) 日程第2 先に付託しておりました陳情について、委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長、3番、北林義高君。

(3番 北林義高君議員 登壇)

○総務産業常任委員長(北林義高)

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号、件名、審査の結果の順に報告します。

陳情第8号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情、採択すべきもの。

陳情第9号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情、採択すべきもの。

陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書、採択すべきもの。

陳情第 11 号 75 歳以上の後期高齢者医療自己負担を 2 割にしないことを国に求める陳情書、採択すべきもの。

陳情第 12 号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書、採択すべきもの。

陳情第 13 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書、採択すべきもの。

以上であります。

#### 陳情第 8 号 採決

○議長（小林信） 陳情第 8 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

#### 陳情第 9 号 採決

○議長（小林信） 陳情第 9 号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

#### 陳情第 10 号 採決

○議長（小林信） 陳情第 10 号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

#### 陳情第 11 号 採決

○議長（小林信） 陳情第 11 号 75 歳以上の後期高齢者医療自己負担を 2 割にしないことを国に求める陳情書の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第 12 号 採決

○議長（小林信） 陳情第 12 号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第 13 号 採決

○議長（小林信） 陳情第 13 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

日程第 3 意見書案第 1 号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第 3 意見書案第 1 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める意見書（案）の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、常任委員会で審査された陳情及び調査に基づき発議されたものでありますので、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

意見書案第 1 号 採決

○議長（小林信） 意見書案第 1 号 安全・安心の実現と夜勤改善の大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第4 意見書案第2号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第4 意見書案第2号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める意見書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、常任委員会で審査された陳情及び調査に基づき発議されたものでありますので、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

意見書案第2号 採決

○議長（小林信） 意見書案第2号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第5 意見書案第3号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第5 意見書案第3号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、常任委員会で審査された陳情及び調査に基づき発議されたものでありますので、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

意見書案第3号 採決

○議長（小林信） 意見書案第3号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第6 意見書案第4号 上程・採決

○議長(小林信) 日程第6 意見書案第4号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める意見書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、常任委員会で審査された陳情及び調査に基づき発議されたものでありますので、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

意見書案第4号 採決

○議長(小林信) 意見書案第4号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第7 意見書案第5号 上程・採決

○議長(小林信) 日程第7 意見書案第5号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を求める意見書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、常任委員会で審査された陳情及び調査に基づき発議されたものでありますので、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

意見書案第5号 採決

○議長(小林信) 意見書案第5号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第8 意見書案第6号 上程・採決

○議長(小林信) 日程第8 意見書案第6号 「2019年10月の消費税増税中止を求める意見書」の議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、常任委員会で審査された陳情及び調査に基づき発議されたものでありますので、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

意見書案第6号 採決

○議長(小林信) 意見書案第6号 「2019年10月の消費税増税中止を求める意見書」の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第9 議案第18号 上程・採決

○議長(小林信) 日程第9 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(小林悦次) 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

本村固定資産評価審査委員会委員に次の方を選任したいので、地方自治法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 上小阿仁村堂川字山根30番地

氏名 石上稔 昭和30年5月3日生

提案理由 固定資産評価審査委員会委員 石上稔氏が、平成30年12月21日で任期満了となるために、この議案を提出するものでございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林信）　ここで申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長いたします。

議案第 18 号 採決

○議長（小林信）　議案第 18 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票により行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信）　異議なし認めます。よって、無記名投票で行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小林信）　立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により立会人に、7 番 武石辰久君、1 番 伊藤秀明君を指名いたします。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（小林信）　異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする諸君は賛成または○印を、否とする諸君は反対または×印を記載してください。白票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条及び 85 条の規定により、否とみなします。

なお、この採決の投票者は 7 名であります。

これより投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順次投票願います。

（点呼、投票）

○議長（小林信）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信）　投票漏れなしと認めます。

開票を行います。立会人の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（小林信）　投票総数 7 票、これは先ほどの議員数と符号しております。

そのうち、賛成 7 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。



(議場開鎖)

日程第10 諮問第1号 上程・採決

○議長(小林信) 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(小林悦次) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記

住所 上小阿仁村小沢田字向川原 113 番地

氏名 成 田 利 幸 昭和 26 年 4 月 11 日生

提案理由

人権擁護委員 成田利幸氏が、平成31年度6月30日で任期満了となるため、この案を提出するものでございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

諮問第1号 採決

○議長(小林信) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 意義なし認めます。よって、無記名投票で行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(小林信) 立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により立会人に、2番 伊藤敏夫君 3番 北林義高君を指名いたします。

○議長(小林信) 投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(小林信) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする諸君は賛成または○印を、否とする諸君は反対または×印を記載してください。白票及賛否の明らかでない投票は、

会議規則第 84 条及び 85 条の規定により、否とみなします。

なお、この採決の投票者は 7 名であります。

これより投票を行います。事務局長が、議席番号を読み上げますので、順次投票願います。

(点呼、投票)

○議長(小林信) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。立会人の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(小林信) 投票総数 7 票、これは先ほどの議員数と符号しております。

そのうち、賛成 7 票。

以上のおおり、賛成が多数であります。よって、適任と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

日程第 11 議案第 19 号 上程・採決

○議長(小林信) 日程第 11 議案第 19 号 平成 30 年度上小阿仁橋撤去工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(大沢寿) 追加提出議案の方をご覧いただきたいと思います。1 ページでございます。

議案第 19 号 平成 30 年度上小阿仁橋撤去工事請負変更契約の締結についてでございます。

平成 30 年 9 月 3 日契約締結した平成 30 年度上小阿仁橋撤去工事の請負契約を次のとおり変更し契約したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。内容といたしまして、

1. 契約の目的 変更なし
2. 契約の方法 変更なし
3. 契約の金額

(1) 変更前 金 95,040,000 円 (うち消費税相当額 7,040,000 円)

(2) 変更後 金 74,935,800 円 (うち消費税相当額 5,550,800 円)

4. 契約の相手方 変更なし

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

#### 採決

○議長（小林信） 議案第 19 号 平成 30 年度上小阿仁村橋撤去工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第 12 閉会中の継続調査の申出上程・採決

○議長（小林信） 日程第 12 閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布したとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### 閉 会

○議長（小林信） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成 30 年第 6 回上小阿仁村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

17 時 13 分 閉会